

大 個 審 第 1 0 号
(答 申 第 2 3 号)
平成13年12月12日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成13年3月19日付け住管第812号及び社援第823号で諮問のありました府営住宅に入居している生活保護受給者の家賃滞納に関する個人情報に係る件については、大阪府個人情報保護条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用・提供の禁止に対する例外事項として取り扱うことは、下記の理由により、適当ではありません。

記

- 1 本件提供の目的は、生活保護費のうち住宅扶助費の適正な使用を確保し、生活保護受給者の生活拠点である住居の安定確保を図るものであり、目的の公益性があること、また、府営住宅の家賃滞納の早期解消についても、府営住宅の公益性等を勘案すると、提供の目的として一定の公益性があることは理解できる。
- 2 しかしながら、生活保護世帯の家賃の滞納状況については、本来、当該受給者を担当する福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問を行った際などに、受給者本人に直接確認すべきものである。また、仮に本人からの聴取が困難な場合であっても、個別のケースに応じて、必要があれば生活保護法第29条に基づく調査の囑託を行うなど、基本的には同法に基づく制度の中で把握に努める必要がある。
また、家賃滞納の解消については、本来、住宅の管理者において、家賃徴収に創意工夫を凝らすなどして解決に努めるべき問題であり、福祉事務所等と連携していく場合においても本人同意を得た上で情報提供を行うべきである。
- 3 家賃滞納のある生活保護世帯の状況については、ケースごとに各々事情が異なるものと思われるが、それを事情の如何を問わず、一律に福祉事務所へ滞納情報を提供することは、当該受給者の権利利益を侵害することも予想される。
- 4 以上のように、本件提供の目的については一定の公益性が認められるものの、基本的には本件提供に拠らず生活保護法に基づく制度の中で把握すべきものであること、府営住宅の家賃の滞納解消については、本来、住宅管理者において解決を図るべき問題であること、一律の情報提供により、当該受給者の権利利益を侵害するおそれがあることなどの理由から、本件提供について、大阪府個人情報保護条例第8条第1項第7号に規定する目的外利用・提供の例外事項として取り扱うことは適当でないと認められる。